有機食品を週１回以上利用する消費者の割合は、2017年（平成29年）時点で17.5％であったが、2022年（令和４年）時点では32.6％、2025年（令和７年）時点では17.4％であった。新型コロナウイルス感染症の影響により利用が拡大したと考えられるものの、近年の物価上昇等の影響を受け減少したと考えられる。

⑵　有機農業の生産に係る目標

有機食品の需要見通し及び消費に係る目標を達成するため、この需要に対応して国内における有機農業の取組面積を拡大する目標を設定する。国内における有機農業の取組面積は、2030年（令和12年）には63千haとすることを施策目標とする。

この施策目標の実現に向けて、人材育成に関する取組状況について有機農業者数を指標とすることとし、有機農業者数を2030年（令和12年）には36千人とする取組目標を設定する。

＜目標の進捗状況＞

有機農業の取組面積は、2017年（平成29年）時点で約23.5千haであったが、2024年（令和６年）時点では約39.8千haに増加している。

なお、みどりの食料システム戦略における2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25％（100万ha）に拡大する目標については、2024年（令和６年）時点で0.9％であり、目標達成に向けて飛躍的な面積の拡大が必要である。

有機農業者数は、2009年（平成21年）時点で11.8千人であったが、2024年（令和６年）時点では約12.7千人であり、やや増加した。有機農業の一人当たりの平均取組面積は増加していることから、経営規模が拡大していると推測される。

第３　有機農業の推進に関する施策に関する事項

１　施策の考え方

2020年（令和２年）の基本方針の策定後、オーガニックビレッジの創出等により、有機農業の取組は、点の取組から面の取組への移行が進んできたものの、除草等の栽培上の労力、生産・流通が小ロットであることによるコスト高などの課題がある。また、需要面においても販路が限られている、有機農業について消費者に十分に認知されていないなどの課題がある。このため、更なる有機農業の拡大に向け、これまでの取組に加え、低コストで安定的に広域供給が可能となるよう産地の育成・強化等により供給力強化を図るとともに、消費者に有機農業の意義等を訴求するなど需要拡大を進めることにより、供給力強化と需要拡大の好循環を形成することが重要である。

なお、各種の施策の推進に当たっては、各国でコーデックス委員会が国際的に定めるガイドラインに準拠した有機農業が行われていることを踏まえ、当該ガイドラインに準拠している有機JAS制度に定められた水準以上の取組がなされるよう努めるものとする。

２　有機農産物の生産拡大

国は、地方公共団体と連携するとともに、関係団体や関係者の協力を得て、農業者等が円滑に有機農業に取り組むことができるよう、技術や経営に対するサポートや資材の調達の円滑化、有機JAS制度を利用しやすい環境づくり等に努める。具体的には、

- 新たに有機農業に取り組む農業者等に対し、普及組織、民間指導団体等による技術や経営に関する研修機会の充実
- 農業大学校等における教育機会の充実
- 新たな環境直接支払交付金による、有機農業への移行期の減収リスクにも対応し、一定期間で取組の定着・拡大を促す支援の検討
- 農地の地力の維持・向上、炭素貯留に資する有機物の施用、耕畜連携の推進による堆肥の確保、地域資源循環のための体制構築、品質が確保された堆肥の施用の推進
- 有機種苗を含む有機農業資材等について調達や有機JAS認証の取得を円滑化するための情報提供、地域ぐるみでの育苗生産技術向上等の有機種苗を確保しやすい環境づくり
- 有機JAS認証取得に当たっての手続の効率化、認証取得に関する分かりやすい情報提供、個人の事務負担の軽減に資するグループ認証の普及等、認証の信頼性を確保しつつ農業者が認証を利用しやすくなる環境づくり
- 技術開発・普及を通じた単収向上や省力化等の生産性の向上

等の取組が重要である。

また、有機農産物の生産拡大に当たっては、品目別に栽培技術、商品特性及び市場環境が異なることを踏まえ、主な品目別の取組の課題と方向性として以下の点に留意する。

⑴　水稲

有機栽培技術は一定程度開発が進んでいる一方、除草等の労力が必要なこと、温暖化や異常気象により防除が難しい病害虫の拡大等が課題である。自動抑草・除草ロボット等の省力化技術や病害虫抵抗性品種の開発・普及を更に進めるなど、生産性の向上を図る必要がある。また、生産・販売の両面で地域の農業法人・団体等との連携を促すとともに、米加工品を含め、今後拡大が期待される海外市場への輸出に向けた取組の推進も重要である。

⑵　麦・大豆

加工食品原料として需要が高いものの、輸入シェアが大きく、国産原料への転換に向けては、実需者ニーズにあわせた生産体制の構築や有機JAS制度に対応した加工処理施設の確保が重要である。水稲との輪作体系などの雑草抑制技術や病害抵抗性品種の開発・普及を図る必要がある。

⑶　野菜

根菜類や葉菜類等を中心に栽培が行われているものの、有機栽培における病害虫や雑草の防除等の技術体系が確立されていない品目が多く供給が不安定であること、小ロットの流通によりコストが高くなること等の課題がある。病害虫抵抗性品種や省力化及び安定生産に資する技術の開発・普及を進めるとともに、集出荷拠点の確保や冷凍・カットなどの加工・産地間連携の取組を推進する必要がある。

⑷　果樹

かんきつ類を中心に栽培が行われており、更なる需要がある一方、有機栽培の技術体系が確立されていない品目が多く、特に病害虫対策に課題がある。有機栽培は、慣行栽培よりも収量や外観品質の確保が難しいことから、病害虫抵抗性品種の開発や生食での利用に対して消費者の理解の増進を図る必要があるほか、需要が高い有機加工品への対応を進める必要がある。

⑸　茶

海外における有機茶の需要の高まりとともに、国内での有機茶の生産及び輸出は堅調に拡大している。今後は、更なる生産性の向上に向け、有機栽培に適した病害虫抵抗性品種や省力化技術の開発・普及が重要である。

３　有機農産物の流通・加工の拡大

国は、地方公共団体と連携し、農業者、事業者等多様な関係者の協力を得て、国内外で拡大する有機食品市場に対し、国産有機農産物を安定的・継続的に供給できるよう効率的な流通体制の構築の推進に努める。また、安定的な販路の一つとして有効な学校給食をはじめとした地産地消や産地と消費地の地域間連携の取組拡大を進めるとともに、加工用、外食・中食、輸出等の販路の多様化の推進に努める。具体的には、

- 物流の合理化に向けた、卸売市場など産地・消費地間の既存の流通網の活用等による共同輸送や、有機JAS制度に対応した流通体制の構築
- 有機農産物の取扱い拡大に向け、既存の出荷・調製施設等を有する地域の農業法人・団体等の活動の後押し
- 産地間連携、有機農業者のネットワークづくりによる集出荷ロットの拡大や産地における一次加工等による安定的な供給体制の構築
- 生産・流通体制の整備等を通じたコスト低減による学校給食等での有機農産物の活用の推進
- 有機農業者、農業法人・団体、流通・加工・外食等との連携促進による多様な販路の確保
- 商品開発、通年安定供給体制を備えた産地育成、有機JAS制度に対応した加工施設の整備等を通じた増加する加工・業務用需要への対応
- 輸出先国の規制等の情報発信、有機認証制度の同等性の活用、輸出に取り組む事業者の有機JAS認証取得、商談機会の創出等による輸出促進

等の取組が重要である。